

長野市農業委員会 第14回総会議事録

- 1 日 時 令和3年3月29日(月)
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後3時50分
- 2 場 所 会議室203(第二庁舎10階)
- 3 出席委員
1番 善財 良治 2番 池田 昌子 3番 青木 保
4番 曾根 信一 5番 田中 章一 6番 岡村 豊
7番 鈴木 洋一 8番 青木 明夫 9番 小林 清男
10番 村田千代春 11番 佐藤 太吉 12番 小滝 愛子
13番 北村 守 14番 中島 清 15番 林部 安壽
16番 羽田 悟 17番 中澤 澄夫 18番 関 正和
19番 吉原 俊夫 21番 酒井 昌之 22番 塚田 厚
23番 和田 修 24番 北原 幸平 25番 北村 正彰
- 4 欠席委員
20番 松田 光平
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 村松 昭 事務局長補佐 小林 達也 事務局長補佐 竹下今朝光
事務局長補佐 川浦 昇 事務局長補佐 竹内 晃仁 係 長 西澤 忠
係 長 大前 健
農業政策課
専 門 員 山口 浩之 係 長 小林 博樹 主 事 越坂 雅也
- 6 議 事
(1) 長野第2区域の農地利用最適化推進委員の欠員補充に係る事項について
議案第124号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
(2) 農地法等に係る事項について
議案第125号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第126号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第127号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第128号 空き家取得者が取得する特定農地の指定について
議案第129号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第130号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について
議案第131号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について
議案第132号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第133号 非農地決定について
報告第57号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第58号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第 59 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届出について
報告第 60 号 営農型発電設備の下部農地における農作物の状況報告について
報告第 61 号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）の報告について

(3) その他農業委員会業務に係る事項について

議案第 134 号 令和 3 年度事業計画（案）について
議案第 135 号 農業委員会合同会議の開催について
議案第 136 号 管内視察研修の開催について
報告第 62 号 長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正等について
報告第 63 号 長野市農業委員会事務局職員の補助執行に係る市長との協議について

曾根会長代理 総会に入りたいと思います。ここ数日、暖かい陽気で、今日も外で作業するには暑くなるような日が続いております。身体には十分気をつけて作業等をしていただきたいと思います。全体的に気象が進んでおりますので、災害等がないような年になればいいなと感じております。

第 14 回の総会にご出席いただきましてありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます。会議がスムーズに終わるように皆様のご協力をお願いしたいと思います。初めに、農業委員会憲章の唱和を行います。お手元に農業委員会憲章をお配りしておりますのでご起立をお願いします。

私が、長野市農業委員会憲章 1 行目の、「長野市農業委員会」まで申し上げますので、続いてご唱和をお願いします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ありがとうございます。ただいまから、第 14 回総会を開催いたします。お手元に総会次第及び資料を用意しておりますので、ご確認をいただきたいと思います。本日の総会につきましては、現在の出席委員は在籍委員 25 名中 24 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は議席番号 20 番の松田委員です。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いいたします。

青木会長 皆さん、こんにちは。会長の青木でございます。暑さ寒さも彼岸までといわれるように、待ちに待った本格的な春がやってまいりました。あんずの花が咲き始めて、松代の東条地区では、恒例のあんずまつりが地域を挙げて行われております。ここでも、私どもの仲間である阿部推進委員さんが、実行委員長として活躍されておられます。今年は遅霜による気象災害のないことを祈るのみでございます。

コロナ禍ではありますが、私たちの活動も 2 年目がスタートいたしました。この 1 年で担当地域を知り、核となる地域の

方々と関係ができ、さらに農地法、経基法、農業委員会法等の、活動の基礎となる知識もそれなりに磨き、農業委員として、最適化推進委員として、一回り大きくなりました。今年は、幹を太くして、大きな葉っぱを付ける大事なステージになります。長野市の農業が、農業に関係する皆さまが、少しでも農業は良くなったとっていただけるような活動に向けて、元気よくやっています。

一方、新型コロナウイルス感染症は、新規陽性者の数が落ち着き始めたと思いきや、市内や県内の各地で増加に転じております。一部企業や高齢者施設などのクラスターが発生し、受け入れ可能病床数に対する入院者の割合も増加傾向に転じており、予断を許さない状況にあります。長野地域は、3月17日に感染警戒レベル4が県より発表されております。長野市も、長野県や医療関係と連携を取りながら、感染防止対策と医療提供体制の確保を図っておりますが、皆さまにおかれましては、引き続き3密を避け、マスクの着用、手洗いと手指消毒など、基本的な感染予防対策の徹底をお願いしたいと思います。

さて、今年の夏から取り組んでいただきました、人・農地プランの実質化の地域懇談会でございますけれども、先月末で市内33地区が全て終了いたしました。話し合いのべ回数が81回。出席者は1,114名の方に参加をいただき、真摯な話し合いがなされました。これだけの規模で集中的に話し合いが持たれたケースは、過去になかったかと思えます。そして、その結果、33地区のプランが出来上がりました。広域な長野市ですので、まさに多様化時代に沿った内容でまとめていただきました。後ほど詳細にわたり報告させていただきます。

年度末で、各生産団体が令和2年度の総括を行っております。ご承知のとおり、コロナ禍での日本の経済は暗雲がよどんでいる中で、この北信地区では、果樹では対前年実績を上回る販売実績が発表されております。例えば、お隣の須坂市を含む、JAながの須高地区では、果実全体で対前年比19パーセント増の、75億に達したとの報告をされております。特に、ブドウはシャインマスカットを中心に、金額で24パーセント、販売量で7パーセント、そして、単価では16パーセントの、それぞれ大きな躍進をしております。JAながのの長野市地域では、台風19号水害の傷跡も癒えない中ではありますが、リンゴを柱に、果実の合計では12.5億の金額、対前年比106.4パーセントの増額となっており、とりわけリンゴの回復が数値で出ております。一方、JAグリーン長野では、果実総額では29.3億円、対前年比を見ますと97.2パーセントで、金額で約2.3億ほど減

額になりました。ブドウでは他産地同様に健闘はしているものの、特産のモモが大きく減額しており、早急なる立て直しが急務です。JA2社合計で、長野市全体で41.8億円ということで、対前年比、若干、減額しているというのが実態でございます。

さて、先週、長野市議会で、春の定例議会に上程されました、農業委員会の報酬額改定は、原案どおり可決、成立いたしました。後ほど事務局より報告がございますが、1月の総会において私たち組織で確認いたしました、農地利用の最適化活動に係る報酬の件であります。4月1日からの施行となっております。国、県としても、人・農地プランの実質化制度を一步でも前進させたいという気持ちと、継続して取り組める環境づくりに、市長部局が踏み込んだ結果の内容でございます。既に私たちは、昨年春から、担い手への農地の集積、集約活動や、遊休農地の発生防止・解消活動、そして、新規就農・新規参入の促進事業に活動範囲を広め、実績を出しておりますが、それを記録としてきちんと残すことを徹底したいと思います。今後の役員会や地区調査会で継続的なフォローをしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

私ごとで恐縮ですが、現在、担当地域の綿内地区で、河川敷農地の集積・集約の活動を進めております。総面積約40ヘクタールで、対象耕作者が400人を超えますが、昨年秋に組織を立ち上げ、アンケートを実施し、5年後の目標となる姿をまとめたチラシを、つい最近、全戸、約2,000戸に配布いたしました。そして、全住民の理解と協力を求める動きを始めました。添付資料を付けておりますので、ご参考までに見ただければありがたいと思っています。

事務局より、後刻、ご紹介があると思いますが、長野市職員の人事異動が19日に内示されました。本農業委員会事務局においても大きな動きが予定されております。とりわけ、村松事務局長様におかれましては、名誉ある満期定年を迎えられました。台風19号大水害の中、当時、豊野支所長として、自らの自宅も被災の中、人命救助や復旧作業に陣頭指揮を執られたことは、記憶に新しいところでございます。長野市民の公僕としての活動、本当にご苦勞さまでございました。ありがとうございました。今後はご自愛され、次のステージでのご活躍をご祈念申し上げます。また、小林事務局長補佐、同じく、川浦事務局長補佐におかれましても、他の部局に転出が予定されております。これまで、長期、短期にわたりまして、農業委員会事務局で私たち農業委員の活動に精力的にご尽力いただきましたことに、あらためて感謝を申し上げます。今後、引き続き、新し

い部門におかれましても、ご活躍をご祈念いたします。

最後に、今日の総会ですが、農地法、経基法をはじめ、たくさんさんの議題が上程されています。既に各調査会で調査、議論されてきたとは思いますが、闊達なご議論をお願いしつつ、効率の良い進行を進めたく、ご協力をよろしくお願いいたします。以上で私の挨拶を終わりといたします。ありがとうございました。

曾根会長代理 青木会長ありがとうございました。続きまして、村松事務局長より、挨拶と報告をお願いします。

村松事務局長 お疲れさまでございます。本日は、ご多用中、第14回の総会にご出席を賜りましてありがとうございます。行政報告等含めましてご挨拶を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルスの感染状況ですが、先ほど新たに7例が確認されたということで、去年の4月から、この3月29日、昨日まで、ほぼ1年になりますけれども、656の方が感染、陽性者でございます。毎回、申し上げますけれども、今まで11月が206人ということで一番、多かったわけですが、この3月に来まして214人ということで、1年間でこの3月が一番多い陽性者数になるかなということで非常に心配しているところでございます。会長からご案内ありましたとおり、現在レベル4の特別警報が出されておりますので、ご注意をお願いしたいと思います。なお、ワクチン接種につきましては、市内の高齢者、約11万人が対象になるそうですけれども、クーポン券が3月下旬発送予定とのことでございまして、市内の実施医療機関が130あまりの施設で接種が始まる予定だということでございます。とにかく基本予防策の徹底をお願いしたいと思います。

また、会長からもご案内ありましたが、3月定例議会がございまして、農業委員会の予算を含む当初予算、それから、農業委員等の報酬の改正議案は全て可決されております。活動記録簿の記帳、報告につきましては、交付金の証拠書類にもなりますので、ぜひ、記帳報告を、私からもよろしくお願いしたいと思います。

その他、市内の動きとしまして、新聞報道等でご存じかと思いますが、都市計画道路、北部幹線、2月28日開通、これは広報4月号の表紙にもなっております。併せまして、昨日の土日、国道18号の長野東バイパスの開通、それから、都市計画道路の高田若槻線が昨日開通したということで、北部の道路ですけれども、大きな道路がここへ来て3本開通したということで、非常に交通の便が変わるのではないかなと期待を申し

上げるところです。それから、聖火リレーですけれども、3月25日から、福島県からスタートしております。本市は、ご案内のとおり、4月1日、夜になりますけれども、実施する予定です。また、春の交通安全運動につきましては、4月6日から4月15日の間、実施されるということでございます。

それから、会長からもご紹介いただきましたが、4月1日付けの農業委員会事務局の職員異動でございますけれども、内部昇格者を含めまして、補佐3名の異動でございます。総会終了後に、異動者の紹介とご挨拶をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。なお、私ごとでございますけれども、この3月をもって定年退職ということでございまして、この総会が最後の挨拶になりますけれども、青木会長をはじめ、農業委員、推進委員の皆さまには大変お世話になりました。この1年は、本当にコロナに振り回された感がいたしますが、1年間、有意義に充実した日々を過ごさせていただきました。皆さまのご支援、ご協力に感謝を申し上げます。委員各位におかれましては、コロナの感染症含め、健康には十分、留意されまして、ますますのご活躍をご祈念申し上げます。さらに長野市農業委員会のますますの発展をお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

本日の協議事項は、農地利用最適化推進委員の委嘱、農地法の許可案件等、議案報告案件、計20件でございます。慎重審議をお願い申し上げます。ありがとうございました。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任していただきます。

青木会長、議事進行をお願いいたします。

議長 規定によりまして議長を務めさせていただきますので、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。ご了承いただきたいと思います。

最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号5番、田中章一委員と、議席番号6番、岡村豊委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条に、農業委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことが規定にございます。本日の議案案件に関しては、議案第130号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について、において、お手元に配布いたしました別紙1のとおり、関係委員が議事に参与

することができない案件がございます。この他に、本日の議案案件の中に、委員の同居の親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者などとなっております方がございましたら、お申し出ください。

【該当者なし】

議 長 それでは、次に、議案の訂正等の報告を事務局からお願い申し上げます。

事務局 事務局の大前です。今回の総会における訂正事項はございませんが、昨日、地区調査会でご報告申し上げました訂正事項について、確認のため再度、読み上げさせていただきたいと思っておりますのでお願いいたします。

調査会時にお配りしました訂正表をご覧ください。農地法等議案となります。5ページ、4条の番号2の備考欄でございます。訂正内容ですが、許可基準・不許可の例外根拠法令、法4-6-2非該当（非代替性）が、令4-1-2-ハ、則35-5（既存の拡張）に訂正となります。続きまして、7ページ、5条の番号4の施設欄でございます。訂正内容ですが、資材置場が残土置場、資材置場に訂正となり、申請事由欄も、資材置場の設置が残土置場、資材置場の設置、に訂正となります。農地法等議案の訂正表の確認は以上となります。お願いいたします。

議 長 それでは議事に入ります。長野第2区域の農地利用最適化推進委員の欠員補充に係る事項についてを審議いたします。議案第124号農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹内事務局長補佐 事務局の竹内です。議案第124号農地利用最適化推進委員の委嘱につきましてご説明申し上げます。これは、令和3年2月1日から欠員となっております、長野第2区域浅川地区担当の農地利用最適化推進委員を補充するにあたり、あらかじめ長野市農業委員会農地利用最適化推進委員検討委員会において、候補者について検討した結果が本総会意見として提出されており、総会の議決を求めるものでございます。議案の裏面をご覧ください。農地利用最適化推進委員検討委員会からの報告書でございます。朗読いたします。

長野市農業委員会会長 青木保様、長野市農業委員会農地利用最適化推進委員検討委員会委員長 青木保。農地利用最適化推進委員補充委員の検討結果について。このことについて、長野市農業委員会、農地利用最適化推進委員検討委員会において検討した結果、適任者を次のとおりとしましたので、長野市農業委員会、農地利用最適化推進委員検討委員会設置要綱第5条の規定により提出いたします。長野市浅川東条321番地5石

坂貴史。以上でございます。

議 長 　ただいま事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

【質疑なし】

議 長 　意見がないようですので採決に入ります。議案第 124 号について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 　全員賛成の確認が取れました。議案第 124 号は原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。

　続きまして、農地法等に係る事項について審議を行います。議案第 125 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 　お疲れさまでございます。農地調整担当の小林です。私から説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

　初めに、本日の資料ですが、農地法の議案の本冊の他に、農業経営基盤強化促進法に関するものが別冊 1、2、5、農振除外に係る意見聴取の別冊 3、非農地決定の別冊 4 がございますので、ご覧いただきたいと思っております。また、今月は、個人情報等の含まれた総会資料等の定期回収月となっております。調査会の際にもご案内をさせていただいておりますが、本日、回収箱を用意しておりますので、不要な資料をお持ちの方は、事務局にご提出をいただきますようお願い申し上げます。

　それでは、議案第 125 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。第 14 回総会 農地法等議案の 1 ページをご覧ください。番号 1 番から、3 ページの 10 番までの 10 件でございます。内容は、所有権移転案件が 9 件、賃貸借権設定案件が 1 件となります。なお、1 ページの 4 番と、2 ページの 5 番の 2 件は、備考欄に記載のとおり、空き家に付随する特定農地でございます。先月 2 月 26 日の総会で、空き家取得者が取得する特定農地の指定についてご決定をいただいたものでございます。また、3 ページの 10 番は農家創設案件でございます。申請案件の内容につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、別段面積に達しない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じるおそれがある場合など、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断をいたしました。ご審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

議 長 ただいま事務局から説明がございました。本議案は、長野市農業委員会規則第3条第8項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。なお、お手元の別紙1のAの案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当いたしますので別扱いとし、関係する委員に退席していただき、審査から採決までを単独で行いたいと思いますので、よろしいでしょうか。

【異議なし】

議 長 それでは、1番から10番のうち、委員が関係する2番を除き、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

初めに、北部地区調査会長から、1番、お願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。1番につきましては、地域との調和要件等、支障が生じるおそれがないと認められるため、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、3番から5番、お願いいたします。

岡村地区調査会長 西部調査会の岡村でございます。先般の調査会で検討いたしました結果、許可条件に適合しており、問題ないと判断をさせていただきます。以上でございます。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、6番から8番、お願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。6、7、8でありますけども、いずれも許可条件に適合しており、問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、9番、10番をお願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。よろしく申し上げます。9番は、調査会で検討した結果、下限面積等の条件を満たしているため問題ないと判断しました。10番は農家創設になりまして、調査会で営農計画をご説明いただきました。受人は地元の出身であり、また、当該の農地は宅地に隣接していまして、問題なく耕作を継続できると認められるため、問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに各地区調査会長の報告について発言のある方は、挙手をしてお願いいたします。いかがでしょうか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので採決を行います。委員が関係しているため、審議から除いた案件以外を許可することに賛成の方の

挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。続きまして、委員が議事に参与することができない案件について、審議を行います。採決から除いた別紙1のアを審議いたします。当事者である塚田委員さんは、採決が終わるまで、ご退席をお願いいたします。

【塚田委員退室】

議 長 それでは、西部地区調査会長から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

岡村地区調査会長 2番でございますが、調査会で検討いたしました結果、許可条件に適合しており、問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 ただいまの地区調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようで、採決に入ります。別紙1のアにつきまして、許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成を確認させていただきました。それでは、塚田委員の入室を許可してください。

【塚田委員入室】

議 長 以上で、議案第125号は全て許可と決定をいたしました。続きまして、議案第126号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第126号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。5ページをご覧ください。番号1番から3番の3件でございます。1番は、営農型太陽光発電施設の一時転用期間の更新申請で、太陽光発電設備の支柱とパワーコンディショナーの部分が転用面積の17㎡となり、一時転用期間は3年でございます。営農型ということで、備考欄に記載のとおり、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める案件となります。2番は、リンゴの貯蔵用と農機具保管用の農業用倉庫を建築する転用案件です。3番は、農家住宅建て替えの転用案件ですが、既存宅地の一部が土砂災害特別警戒区域にかかってしまい、建物が宅地内に収まらないため、隣接する農地が必要となるものでございます。

なお、参考までに申し上げますが、農業委員会ネットワークに意見を求める機構の案件でございますが、転用面積が30ア

ールを超えるものと、営農型太陽光発電施設でございます。各農業委員会が機構に意見を求めた案件につきましては、まず、県下に四つございます、地区常設審議委員会で審議されます。この審議を経て、全県の常設審議委員会で審議され、その意見の回答が農業委員会に送付されてまいります。その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっております、許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断をいたしました。ご審議のほど、お願い申し上げます。

また、先月の総会で許可すべきものをご決定いただき、県に進達いたしました5件の案件につきましては、全て許可済みとなっておりますのでご報告いたします。よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました。それでは、1番から3番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番と2番、お願いいたします。

関 地区調査会長 　　北部地区調査会の関です。先に2番につきまして説明をいたします。2番につきましては、周辺農地の営農条件等、支障が生じるおそれがないと認められるため、地区調査会では許可相当と判断いたしました。

ナンバー1につきまして、事務局のほうで説明がありましたが、補足で説明申し上げます。農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置する、農地の転用案件であります。一時転用許可にあたっては、営農型発電設備の下部の農地、地域の平均単収の、おおむね2割以上の減収がないという、営農の適切な継続が確保されなければならないとされております。今回の一時転用許可申請につきましては3回目になりまして、初回は平成27年1月ということで、先ほど説明がありましたように、支柱部分の17㎡について転用の申請しています。発電施設の下部の作物につきましては、ワラビを作っていますけれども、年々、収穫量は増えていますが、昨年の収穫量は340.6キログラムということで、地域の平均的な単収と比較しまして、おおむね2割以上減少しているということでございます。調査会でいろいろ意見を交わし、検討した結果ですが、国のほうで、説明している下部単収、収穫量が地域の平均単収を下回っていることから、一時転用の許可については、取り扱いが慎重に行うべきではないかということ、それから、前回、2回目の一時転用許可の審議でも、それ以前の3年間の収穫量が少ないということで、問題があるという意見が議事録の中で確認をしております。専門機関の助言指導等を受け

て営農管理に当たるといふようなことを委員会として確認する条件を付したらどうかといふような意見もございました。一方、専門機関の助言指導におきまして、土壌改良に取り組みまして、ワラビの発育が見られ、目に見えて良くなってきているといふような報告、それから、収穫量も 40.5 キログラムから 340.6 キログラムといふようなことで、年々、増えてきていると、土壌改良を計画的に進めてきているので、ワラビの生育状況も良いことから、しばらくこの状況で収穫を見込めるのではないかといふようなお声もございます。

いろいろな意見が出たわけでございますが、検討の結果を申し上げますと、専門機関の助言指導によりまして、土壌改良に取り組んでいるということで、ワラビの生育も見られていること。今後の収穫量も、事業計画の中では、一応、国の基準もクリアできるようなところまで来ていること。それから、農地に甚大な被害を及ぼしました令和元年の東日本の台風で、当申請耕作地も 1.3 メートルほどの浸水といたしますか、そういう被害もありましたが、それにもめげず復興に前向きに取り組んでいるということで、総合的に勘案して、条件を付して認めていくとの結論になりました。その条件としては、一つ目に、申請の事業計画書の今後の収量等についての取り組み状況を、委員会としてきちんと確認をしていくこと。二つ目に、土壌改良と収量の増加等につきましては、専門機関、これまでも受けていますが、林務課の普及係の継続指導を受けることです。委員会でも、その都度、現場等を確認しながら、助言、指導に携わることや、先ほど説明がありましたように、県の農業委員会ネットワーク機構のほうの意見を聞くということ等を付して、許可が相当ではないかという判断をしたところであります。ご審議いただきたいと思ひます。

議 長 ありがとうございます。続きまして、東部地区調査会長から、3番をお願いします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。3番についてお話しします。お宅の東側が愛宕山という山に接しておりまして、その山の斜面がすごい迫っておりまして、土砂災害特別警戒区域ということで、できるだけ農地がある北東側のほうへ寄せて建てるといふことで、やむを得ないといふことと、農地については、周りには農地がないといふことで、特に問題はないといふことで判断させていただきました。以上です。

議 長 ただいま両地区調査会長から説明及び事務局から説明いただきましたが、この内容につきまして、皆さんからのご意見を伺いたいと思ひますけれどもいかがでしょうか。

北部調査会長のほうから、1番について、特に、営農型太陽光発電につきまして、意見を付してということで、専門機関による指導、土壌改良、それから、傾向とすれば上向きつつあり、目標の8割にまもなく達するのではないかということから、条件付きで、農業委員会としては、方向性を確認し、県のほうに上げたらどうかというお話でございましたけれども、皆さんがた、特にご意見ございませんか。事務局のほうでコメントありますか。

小林事務局長補佐 特段ございませんが、一時転用許可に違反する悪質なケースというのがあって、確かに2割以上減収した場合というのがありますが、先ほど、関調査会長からもお話のありましたとおり、事業者は、県の林務課から指導を受け、その指導に従って土壌改良等を着実にされているということを踏まえて、今お話のとおりの内容でございます。裁決の後、仮に許可相当ということであれば、先ほど申し上げたとおり、常設審議会、ネットワーク機構に意見を求める案件となります。

議 長 分かりました。それでは、特段ご意見なければ、関調査会長からのご意見を受けながら、委員会としての採決を取りたいと思います。議案第126号 農地法第4条の3件につきまして、許可相当と認めていただける方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員、ご賛同いただきましたので、議案第126号については許可相当ということで、1の案件については、県のほうに進達するという形で進めていきたいと思えます。

続きまして、議案第127号農地法第5条の規定に関する許可申請についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

小林事務局長補佐 議案第127号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。7ページをご覧ください。番号1番から、9ページの10番までの10件です。1番は、自己用住宅を建築する転用案件です。2番は、自動車修理販売事業者が販売車両等の駐車場と資材置き場を設置する転用案件です。3番は、地区集会所で使用する駐車場設置の転用案件です。4番は、残土置き場と資材置き場設置の転用案件です。8ページをご覧ください。5番は、社員用の駐車場を設置する転用案件です。6番は、運送事業者が特定流通業務施設、これは倉庫になりますけれども、倉庫業の整備に伴い、不足する従業員用の仮設駐車場として利用する、1年間の一時転用案件です。7番は、住宅敷地を拡張する転用案件です。9ページをご覧ください。8番は、

建設用架設の資材置き場設置の転用案件です。9番は、住宅敷地を拡張して自家用駐車場を設置する転用案件です。10番は、実家の隣に農家分家住宅を建築する転用案件です。

番号1番と10番は、備考欄に開発許可の記載がございます。市街化調整区域において、宅地造成や建物建築のような開発行為を行う場合に必要となりまして、この開発許可と農地転用許可の事務は並行して進められ、農地転用許可制度の運用において、他法令による許可等が受けられる見込みがない場合は、農地転用許可はされません。従いまして、開発許可と記載のあるものは、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。

以上、説明申し上げました申請案件の、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっております。許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断をいたしました。ご審議のほど、お願い申し上げます。

なお、先月の総会で許可すべきものとご決定いただき、県に進達いたしました10件の案件のうち9件は許可済みとなっておりますが、開発許可の必要な住宅建築の案件1件につきましては、許可証がまだ届いておりませんが、口頭で許可相当との回答はいただいておりますので、許可は間違いのないものと考えております。よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま事務局から説明がございました。それでは、1番から10番について、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番、2番お願いします。

関 地区調査会長 　　北部地区調査会の関です。1、2番の2件について、周辺農地の営農条件等に支障が生じるおそれがないと認められるため、調査会では許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 　　西部地区調査会長から、3番をお願いいたします。
岡村地区調査会長 　　3番でございますが、駐車場の設置の転用案件でございます。検討いたしました結果、許可条件に適合しており、問題ないと判断をいたしました。以上でございます。

議 長 　　続きまして、中部地区調査会長から、4番から6番をお願いいたします。

北村地区調査会長 　　4番、5番、6番でありますけれども、4番だけ補足いたしますと、先ほどありましたように、資材置き場を、ちょっと変えていただきまして、残土置き場と資材置き場ということですが、現行の資材置き場が返却しなきゃならないので、ここにそれを設置したいということですが、南側の太陽光がありまして、そこについては鉄板フェンスで石などが飛ばな

いように、北側は果樹園がありまして、風通しがいいように金網フェンスということで、あるいは、水路については土留めみたいなもの等、それから、境界から1メートル以内離して積むというようなことで、配慮をするということをきちっと確認をしております。3件とも周辺農地の営農条件に支障がありませんので、調査会では許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 続きます。南部地区調査会長から、7番から10番、お願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。7番から10番ですが、地区調査会で検討した結果、いずれも許可要件に適合しているため問題ないと判断しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について発言のある方は、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので採決に入ります。議案第127号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成が確認できましたので、議案第127号は全て許可相当と決定いたしました。

続きます。議案第128号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

小林事務局長補佐 議案第128号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定についてご説明申し上げます。11ページをご覧ください。番号1番の1件ですが、この件につきましては、長野市空き家バンクと市長が適当と認める団体が運営するものに登録された空き家に付随した、特定農地の指定でございます。令和2年度から始まった制度でございますが、これまでに6件の指定をご決定いただき、今回が7件目の案件となります。

指定する農地は、長野市戸隠●●番地にある空き家に付随する面積340㎡の畑、1筆です。通常、戸隠地区の下限面積は10アールですので、340㎡では所有権移転はできませんが、空き家に付随した農地につきましては、空き家と共に取得する場合には、農家創設をすることなく1アール以上10アール未満で取得することができます。また、この農地は、長野市空き家取得者が取得する特定農地に係る別段の面積に関する要綱の基準にございます、その区域の全部または一部が遊休農地または耕作が可能な農地であること、所有者またはその相続人による農地の維持管理及び農作物等の栽培が行われる見込みがないこ

と、集団的な農地利用、農作業の共同化、その他周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと、空き家と農地の所有者が同一であること、農地の権利設定がないことなどの要件を全て満たしておりますので、空き家に付随した農地の指定についてご決定をいただくものでございます。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 ただいま事務局より説明がありました。それでは、1番につきまして、西部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

岡村地区調査会長 そうです。今、事務局から説明がありましたとおりでございます。この案件について、調査会では問題ないと判断をさせていただきます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの後の説明について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 質問がございませんので採決に入らせていただきます。議案第128号を特定農地の基準を満たすものとして、原案のとおり空き家に付随する特定農地として指定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第128号は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第129号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

小林事務局長補佐 議案第129号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明申し上げます。13ページをご覧ください。本件は、生前一括贈与により贈与税の納税を猶予する特例に係るものでございまして、贈与の日まで引き続き3年以上、農業を営んでいた個人の農地を、満18歳以上で引き続き3年以上、農業に従事していた者が農地を譲り受け、その農地を引き続き農地の用に供していく場合において、贈与税の納税が猶予されるという制度でございます。この制度を利用するためには、適格者である旨の証明が必要となりますが、受贈者は認定農業者で、6年の農業従事経験があり、現に受贈農地で農業経営を行っておりますので、本件の要件を満たしております。今回は番号1番の1件ですが、その適格者であるかご決定いただくものでございまして、申請農地は表の右側の一覧のとおり、20筆、のべ8789.34㎡でございます。ご審議のほど、お願い申し上げます。

- 議 長 ただいま事務局より説明がございました。それでは、1番につきまして、南部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。
- 村田地区調査会長 南部調査会の村田です。南部地区調査会で検討した結果、受贈者は長年農業に従事している認定農業者であり、既に受贈地で果樹を中心に営農されているなど、納税猶予の特例要件に適合していると認められるため、適格者証明書の発行は問題ないと判断しました。以上です。
- 議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、並びに、地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。
- 【質疑なし】
- 議 長 特にないようですので採決に移ります。議案第129号を、原案のとおり可決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認できましたので、議案第129号は原案のとおり決定をいたしました。
- 続きまして、議案第130号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定についてを議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いします。
- 農 業 政 策 課 農業政策課の越坂と申します。よろしく願いいたします。
越 坂 議案第130号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について、ご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。
- 同法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省令の定めるところにより、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないこととされております。その農用地利用集積計画の要件ですが、長野市基本構想に適合すること、農用地の全てを効率的に耕作し農作業に常時従事すること、利用権設定する土地について関係権利者の同意を得ていること、下限面積について、であり、以上の要件を満たすことを確認しております。
- それでは、お手元の議案をご覧ください。まず初めに訂正がございました。地区調査会で訂正表については既に配布済みですが、訂正について確認させていただきます。1点目として、別冊1-1、ページ番号1番、2番、農用地利用集積計画表及び所有権移転利用権設定関係、内容別、件数、面積一覧について、差し替えとなります。2点目としまして、別冊1-2、ページ番号43番、44番の、番号23、24については、貸付人が死亡のた

め取り下げいたします。訂正については以上となります。

では、議案別冊 1-1 の 2 ページをご覧ください。所有権移転及び利用権設定の各件数及び面積はご覧のとおりで、総件数は 564 件、面積は 565,484.47 m²でございます。ページを戻りまして、1 ページをご覧ください。賃借、使用貸借の面積を期間別に示したものです。合計数字は先ほどと同様で、今回、利用権設定を受ける方は 141 名、利用権を設定する方は 383 名となっております。以上につきまして、ご決定いただきますよう、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、審議に入らせていただきます。まず、所有権移転関係については、順次、各地区調査会長から報告をいただき、質疑応答を行った上で、所有権移転関係だけ単独で採決を行います。次に、利用権設定関係の 2 から 5 の賃借権、使用貸借権について、一括して報告いただきますが、6 の農地中間管理事業（賃借権）と、7 の農地中間管理事業（使用貸借権）につきましては、農地中間管理機構が借り受け要件に合致した地域の担い手等に貸し付けているものですので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。その後、質疑を行った上で、一括採決を行う方法で進めさせていただきたいと思っております。

なお、1、所有権移転の番号 8 は、下限面積の要件から、利用権設定 6 年未満（賃借権）の番号 19 と関連がありますので、別紙 2 のカについては、審査から採決までを単独で行いたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

さらに、別紙 2 のキからケの案件につきましては、農家創設に関係するもので、この後の、議案第 131 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用計画配分(案)の意見聴取についてを審議した後で、審査から採決までを単独で行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。それでは、異議がございませんので、最初に、1 の所有権移転関係の 1 番から 16 番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

初めに、北部地区調査会長から、1 番から 4 番をお願いします。

議 長 北部地区調査会の関です。地区調査会では、原案のとおりでよいというふうに判断をいたしました。以上です。

議 長 岡村地区調査会長 続きまして、西部地区調査会長から、5 番をお願いします。西部調査会の岡村です。調査会で検討いたしました結果、原案どおりでよいという、問題ないという判断をさせていただきました。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、6 番と 7 番、よろしく

- 北村地区調査会長 お願いします。
- 議 長 6番と7番です。6番は公社が中間保有して、次回渡すということでありまして、いずれも問題ないというふうに判断いたしました。以上です。
- 議 長 続きまして、南部地区調査会長から、8番から15番、お願いいたします。
- 村田地区調査会長 8番から15番、いずれも下限面積等の諸要件を満たしており問題ないと判断しました。以上です。
- 議 長 続きまして、東部地区調査会長から、16番、お願いします。
- 北村地区調査会長 東部地区の北村です。16番につきまして、調査会での検討の結果、原案どおり適切ということで問題はありませぬということになりました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入りますが、先ほど申しましたように、8番を除き、先ほどの農業政策課の説明及び、ただいまの各地区調査会長からの報告についてご発言のある方は、挙手をしてお願いいたします。いかがでしょうか。特にありませんか。
- 議 長 **【質疑なし】**
それでは採決に移ります。番号8番を除いた所有権移転関係につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 **【全員挙手】**
ありがとうございます。全員賛成を確認させていただきました。続いて、2から5の利用権設定関係の審議を行います。利用権設定関係につきましては、2、6年未満（賃借権）が45件。3、6年から10年未満の賃借権が2件。4、10年以上の賃借権が11件。5番、使用賃借権が15件でございます。初めに、北部地区調査会長から検討結果をお願いします。
- 関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。いずれも原案のとおりでよいというふうに判断をいたしました。以上です。
- 議 長 続きまして、西部地区調査会長お願いします。
- 岡村地区調査会長 西部調査会の岡村でございます。許可条件に適合しており、問題ないと判断をいたしました。以上でございます。
- 議 長 続きまして、中部地区調査会長お願いします。
- 北村地区調査会長 中部地区の案件ですけれども、農家創設が2件入っております。営農計画ですが、十分お聞きしましたが、問題ないということでございます。その他についても問題ありません。以上です。
- 議 長 続きまして、南部地区調査会長からお願いします。
- 村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。地区調査会で利用権設定案件に

について検討した結果、下限面積等の要件を満たしており、問題ないと判断しました。以上です。

議 長 最後に、東部地区調査会長からお願いいたします。
北村地区調査会長 各案件、調査会で協議の結果、原案どおり決定ということで問題ありませんということでありました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑、採決に入りますが、初めに、先ほど申し上げましたとおり、審査から採決までを単独で行うもの以外について、別紙の1からオと、別紙2以外の案件につきましては、農業政策課の説明及び地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。特段、ご説明に対して質疑ございませんか。

【質疑なし】

議 長 それでは、質問がございませんので、採決に入ります。別紙の1のイからオと、別紙2を除いた利用権移転関係につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認できました。続きまして、先ほど採決を保留いたしました、所有権移転の番号8と、2の利用権設定、6年未満、賃借料の、番号19と、別紙2のイになります。こちらについての質疑、採決を行います。農業政策課の説明及び地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 それでは、ないと確認しましたので採決に入らせていただきます。別紙2のイについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成が確認できました。従いまして、所有権移転関係につきましては、全て原案のとおり決定いたしました。

続きまして、委員が議事に参与することができない、別紙1のイからオの利用権設定関係につきまして、質疑、採決を行います。別紙1のイについては、私、青木保が関係しておりますので、退席し、議長を曾根代理をお願いいたします。よろしくお願ひします。

【青木会長退室】

曾根会長代理 それでは、私のほうで議事を進めさせていただきます。別紙1のイについて、先ほどの農業政策課の説明及び地区調査会長の報告に発言のある方は、挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

曾根会長代理 質問等ありませんので、採決を行います。別紙1のイにつきまして、原案のとおり決定することについて賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

曾根会長代理 全員賛成です。青木会長に入室していただくようお願いいたします。

【青木会長入室】

曾根会長代理 議長を青木会長と交替します。

議長 続きまして、別紙1のウとオにつきまして、小滝愛子委員が関係しておりますので退席をお願いいたします。

【小滝委員退室】

議長 それでは、別紙1のウとオについて、先ほど、農業政策課の説明及び地区調査会長の報告に発言のある方は、挙手をお願いいたします。よろしいですか。

【質疑なし】

議長 ご質問がないようでございますので、採決に移ります。別紙1のウとオを原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員賛成を確認させていただきました。小滝委員の入室を許可します。

【小滝委員入室】

議長 続きまして、別紙1のエにつきまして、酒井委員が関係しておりますので退席をお願いいたします。

【酒井委員退室】

議長 別紙1のエについて、農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告に発言のある方の挙手をお願いいたします。特にありませんか。

【質疑なし】

議長 質問がありませんので採決に入ります。別紙1のエを原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員賛成を確認させていただきました。酒井委員の入室を許可いたします。

【酒井委員入室】

議長 続きまして、議案第131号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いいたします。

農業政策課 農業政策課の山口です。議案第131号 農地中間管理事業の

山口専門員 推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取についてご説明いたします。着座で失礼いたします。資料につきましては、別冊 2 になりますのでお願いいたします。

農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において、市町村は必要があると認めるときは農業委員会の意見を聴くものとして規定されており、農家創設及び市外在住の担い手の場合にこれに該当いたしますので、意見聴取をお願いするものでございます。

それでは、別冊 2 の表紙を 1 枚めくっていただきまして、1 ページをご覧ください。今回、権利の設定を受ける人は 3 名で、賃貸借及び使用貸借で、6,830 m²を長野県農業開発公社が貸付けを行うものでございます。2 ページをご覧ください。番号 1 の●●さんですけれども、トルコキキョウの栽培で、若穂綿内地区において農家創設をされる方になります。番号 2 の●●さんですが、ムギの栽培で、川中島地区において農家創設をする方になります。番号 3 の●●さんですが、果樹、クルミ、モモの栽培で、更北地区及び川中島地区において農家創設をする方になります。

説明は以上でございます。意見聴取についてご審議をお願いいたします。

議長 長 ただいま農業政策課からご説明をいただきました。それでは、各地区調査会長から、検討結果、意見の報告をお願いいたします。初めに、中部地区調査会長から、2 番と 3 番、お願いします。

北村地区調査会長 2 番と 3 番ですけれども、いずれも営農計画を聞きましたが、問題ないと判断をいたしました。以上です。

議長 長 続きまして、東部地区調査会長から、1 番、お願いいたします。

北村地区調査会長 1 番の関係であります。この方については、ハウスでトルコキキョウを栽培していこうということで、調査会の中で営農計画をお聞きしまして、調査会の中でも特に問題はないということで決定しました。以上です。

議長 長 これより質疑に入ります。事務局の説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議長 長 ないようですので採決に移ります。議案第 131 号を、意見なしと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 長 ありがとうございます。全員賛成を確認できました。議案

第 131 号は意見なしと決定をいたしました。ありがとうございました。

続きまして、先ほどの議案第 130 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定についてで保留となっております、別紙 2 のキからケの質問に入りたいと思いますけれども、農業政策課及び地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 それでは、質問はないようでございますので採決に移ります。議案第 130 号のうち、別紙 2 のキからケを原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認できました。従いまして、利用権設定関係につきましても全て原案のとおり決定いたしましたので、議案第 130 号の審議を終了といたします。

続きまして、議案第 132 号 農振除外等に関する意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。

農業政策課 小林係長 農業政策課の小林です。よろしくお願ひいたします。お手元の資料の右上に別冊 3 と書いてある資料、第 14 回農業委員会総会議案、農振除外等に係る意見聴取について、こちらでご説明をいたします。着座で失礼いたします。

こちらの資料の 1 ページをお願いします。今回の農業振興地域整備計画の変更は、軽微変更 2 件でございます。続きまして、右側の、資料の 2 ページ、軽微変更番号 1 ですが、事業計画者、土地所有者の●●さんが、自宅の北側農地に農業用倉庫を 2 棟建てて、農業用資材等の物置として既に利用しているため、追認となります。申出地は若穂川田字裏柳原●●、地目は畑です。軽微変更面積は 195.82 m²、川田土地改良区の受益地ですが、土地改良事業の実施はございません。農地法は農用地区域内農地で 2 アール未満の農業用施設のため、届出により見込み有り、開発許可は農業用施設のため許可不要となっております。除外 5 要件ですが、軽微変更は変更後も農業の用に供することから、⑤番、土地改良事業等完了から 8 年未経過については条件を満たす必要がないため、①から④番までの条件を満たしていることを確認しております。その下の説明ですが、事業計画者は自宅周辺で、野菜を 1,000 m²ほど耕作しており、申出地は所有農地の中心部に位置し農業の効率化を図れる他、自宅に隣接しているため管理しやすいことから、農業倉庫 2 棟を建

築して、農業用機械や農具、農業用資材、収穫した野菜の保管庫として農地の一部を利用している。農用区域の軽微変更が必要という認識がなかったため、今回、あらためて申出をするものでございます。めくっていただきまして、3ページから7ページにかけては、位置図、現況写真等ですので参考にご覧ください。

次に、8ページをお願いします。軽微変更番号2番ですが、事業計画者、土地所有者の●●さんが、自宅東側農地を収穫した野菜を入れるコンテナ置き場として、こちらのほうも既に利用しているため追認となります。申出地は若穂牛島字村西沖●●、地目は畑です。軽微変更面積45.91㎡、川田土地改良区の受益地ですが、土地改良事業の実施はありません。農地法は、農用区域内農地で2アール未満の農業用施設のため届出により見込み有り、開発許可は農業用施設のため許可不要となっております。除外5要件ですが、先ほど同様、①から④番までの条件を満たしていることを確認しております。その下の説明ですが、事業計画者は自宅周辺で野菜を3,000㎡ほど耕作しており、収穫した野菜の運搬用のコンテナ置き場として、管理のしやすい自宅に隣接している申出地を利用しているものです。農用区域内の軽微変更が必要という認識がなかったため、今回あらためて申し出をするものであります。めくっていただき、9ページから11ページにかけては、位置図、現況写真ですので参考にご覧ください。

説明は以上ですが、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま農業政策課より説明がありました。それでは、東部地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた、意見の報告をお願いいたします。

北村地区調査会長 番号1番のものについては、農業用倉庫の追認ということと、番号2番につきましては、資材置場の追認ということとであります。除外要件を満たしているということで、調査会の中でも、特に問題なしということで判断させていただきました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの地区調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手願います。ありますか。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので採決に入ります。議案第132号の軽微変更案件につきまして、用途区分変更することが相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

- 議 長 【全員挙手】
 全員賛成を確認しましたので、議案第 132 号は、用途区分変更することが相当と決定し、長野市長に参考意見を提出いたします。
- 議 長 続きまして、議案第 133 号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 小林事務局長補佐 議案第 133 号 非農地決定についてご説明申し上げます。別冊 4 をご覧いただきたいと思います。1 ページの番号 1 番から、23 ページの 442 番まででございます。23 ページの下に集計が載っていきまして、今月ご決定いただくものは、山林が 172 筆、面積が 63,862.05 m²。原野が 270 筆、面積が 99,435.30 m²。合わせまして 442 筆、163,297.35 m²でございます。先月同様に、1 月に中条地区と信州新町地区の対象者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付しましたことから、まとめて申請があったものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 ただいま事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いいたします。特にないのですか。
- 議 長 【質疑なし】
 ないようでございますので、採決に移ります。議案第 133 号を原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしましたので、議案第 133 号は原案のとおり決定をいたしました。
- 小林事務局長補佐 議 長 続きまして、報告第 57 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告第 58 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について及び報告第 59 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設(2 a 未満)の届出についての 3 件について、事務局より説明をお願いします。
- 小林事務局長補佐 報告第 57 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出についてご報告申し上げます。本冊に戻っていただきまして、15 ページをご覧ください。番号 79 番から、17 ページの 87 番までの 9 件でございます。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届け出ればよいことになっております。4 条の転用案件でして、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない届出です。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 58 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてご報告申し上げます。19 ページをご覧ください。番号 181 番から、23 ページの 194 番までの 14 件でございます。同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届で、農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 59 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出についてご報告申し上げます。25 ページをご覧ください。番号 1 番の 1 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満で、要件に当てはまる場合は 4 条許可が不要でございますが、農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容については記載のとおりでございます。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

以上、報告案件の 3 件についてご説明をいたしました。よろしくお願いたします。

議 長 ただいま事務局から、報告第 57 号 第 58 号及び第 59 号について説明がございました。発言のある方は挙手をお願いいたします。特に質問ございませんか。

【質疑なし】

議 長 ないようです。報告案件ですので、ご了解をいただきますよう、よろしくお願いたします。

続きまして、報告第 60 号 営農型発電設備の下部農地における農作物の状況報告についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

小林事務局長補佐 報告第 60 号 営農型発電設備の下部農地における農作物の状況報告について、ご報告申し上げます。27 ページをお願いいたします。報告案件は 3 件です。支柱を立てて太陽光パネルを設置したまま、その下で営農を行う太陽光発電設備につきましては、転用期間を限定した一時転用の取り扱いになります。期間は原則 3 年でございますが、3 番を見ていただきますと期間が 10 年となっております。担い手が所有している農地、または、権利等を設定している農地で営農を行う場合や、農用地区内を含めた荒廃農地を活用する場合、農用地区域以外の第 2 種農地、または第 3 種農地を活用するといった場合には 10 年といった条件が適用されます。いずれも下部農地における営農の継続を前提としておりますので、農林水産省からの通知で、転用許可を受けたものは、下部の農地で生産された農作物に係る収

穫量等の状況を、収穫した年の翌年2月末までに許可権者の長野県に報告することになっております。3件の報告内容は記載のとおりですが、農作物の状況報告に際しましては、報告内容が適切であるかについて知見を有する者の確認を受けることになっております。

1番は、穂保地区でのワラビ栽培です。右側の報告内容にも書いてありますとおり、総収穫量は340.6キログラムで、10アールあたりに換算すると単収は66.4キログラムになりまして、地域の平均的な単収350キログラムには達していませんが、長野地域振興局林務課の指導を受ける中で収穫量の増加に取り組んでいるということでございます。なお、確認は、長野地域振興局林務課長が行っております。2番は、小田切塩生地区でのワラビ栽培です。令和元年度に植え付けし、昨年、さらに捕植して肥培管理を行い、除草等肥培管理を行いましたが、干ばつにより収穫には至らなかったということでございます。確認につきましては、NPO法人小田切オアシス理事長の●●さんに行っていただいております。3番は、若穂地区での花と野菜のポット苗の栽培でございます。長野県の平均単収10アール当たり46,000個に対して、43,000個の出荷となっております。この確認につきましては、地区担当の宮澤農地利用最適化推進委員さんが行っております。

以上、3件の報告書を、許可権者である長野県に提出いたしましたので、ご報告を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま事務局から説明がございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、ご質問、ご意見等がございましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。酒井委員。

酒 井 委 員 質問ではありませんが、2番について補足説明をさせていただきます。県の指導では、3年目から収穫が可能となります。1、2年目は、もっぱら肥培管理に注力しろということで、未収穫という意味は、あえて、3年目から収穫を可能にするために一切、取らないという意味でございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

議 長 はい。他にご意見ございますか。よろしいですか。ご質問がないようでございますので、報告案件でございますので、ご了解をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

続きまして、報告第61号農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画(案)の報告について、農業政策課より説明をお願いします。

農業政策課
山口専門員

よろしくお願ひいたします。報告第 61 号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）の報告について、ご説明をいたします。資料につきましては別冊 5 をご覧いただきたいと思ひます。本件につきましては、市内で就農している担い手への利用配分計画ですが、既に中間管理事業の権利設定がされている農地について権利移転するものでございますので、意見聴取ではなく報告とさせていただきます。

それでは、別冊 5 の 1 ページをご覧ください。今回、権利の移転を受ける人は 5 名で、賃貸借及び使用賃貸借合わせて、11,279 m²を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。2 ページをご覧ください。番号 1 の●●は、篠ノ井地区で大豆と水稲を栽培する法人でございます。番号 2、●●さんですが、更北地区でぶどうを栽培する方です。番号 3 の●●さんは、川中島地区で水稲を栽培する方になります。番号 4 の●●さんは、戸隠地区でそばを栽培する方です。番号 5 の●●は、篠ノ井地区でりんごと米を栽培する法人です。報告につきましては以上です。ご説明は以上となります。お願ひいたします。

議

長 ただいま事務局から報告第 61 号につきましてご説明いただきました。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議

長 質問がないようでございます。報告案件でございますのでご了解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で、農地法等に関する事項についての議事が終了いたしました。

次に、その他委員会事業に係る事項の議事に移りたいと存じますが、その前に 10 分ほど休憩に入りたいと思ひます。ただいま、15 時 12 分でございます。15 時 20 分から再開をしたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

【休憩】

議

長 それでは議事を再開いたします。続きまして、議案第 134 号 農業委員会合同会議の開催についてを議題といたします。それでは、事務局から本案件の説明をお願いいたします。

竹内事務局長補佐

事務局の竹内です。議案第 134 号 令和 3 年度長野市農業委員会事業計画案ということでございますが、こちらにつきましては 3 月の地区調査会で一通り説明させていただきました。一部、その後、修正させていただいた部分がありますのでご説明いたします。

1 枚おめくりいただきまして、3 ページの下段の所になります。(8) 番、農地利用最適化の推進等に関わる視察研修という

ところでありますが、管内視察研修は、当初5月の予定でございましたが、3月の担当地区調査会におきまして検討いただいた結果、実施の時期をずらす形になりました。それに合わせて、県外視察研修も2カ月ずらしまして、9月の予定ということで、実施月をずらしてございます。それから、その後ろに付いております、折り込みのA3の資料になりますが、こちらにつきましても、研修会の所、管内視察研修と県外視察研修の時期を一部修正してありますので、よろしく願いいたします。事務局からの説明は以上になります。

議 長 議案第134号について、ただいま事務局からご説明をいただきました。

各地区調査会で、この内容につきましてご審議をいただいていると思います。各地区調査会長からご意見等をお願いしたいと思います。

初めに、北部地区調査会長、よろしく願いします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。ただいま説明がありましたように、一部日程が変更になった等ありますが、特に問題はないということで、この案のとおり進めていただければという意見がございました。

議 長 ありがとうございます。続きまして、西部地区調査会、お願いします。

岡村地区調査会長 今、事務局から説明がありましたように、管内視察研修が5月13日でしたが、7月に移行させていただきましたので、4月の調査会におきまして具体的に意見を出していただきまして、決定をさせていただきたいと思います。以上でございます。

議 長 それでは、中部地区調査会お願いします。

北村地区調査会長 この事業計画どおり進めていただいていると思います。

議 長 続きまして、南部地区調査会長お願いします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。南部地区調査会でも特段、意見がございません。

議 長 それでは、東部地区調査会長お願いします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。事業計画案につきまして、原案どおりで良いということでありました。以上です。

議 長 ただいま各地区調査会長から、基本的にはこの原案どおりでいいのではないかとというご報告をいただきましたけれども、委員の皆さまのほうからご意見ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

塚 田 委 員 お願いします。

議 長 塚田委員どうぞ。

塚 田 委 員 今、事務局のほうで説明がありました、管内視察、県外視察

ということで、皆さんもご存じのとおり、新型コロナウイルスというのがなかなか収束しない中で、たまたま地元、西部地区調査会が管内視察の今回の当番ということで、私も、地区のどこを研修したらいいかというようなことで、ずっと、あるところにその話をしてきたところ、農業委員さんのほうからお話ということであれば断るわけにいかないからというようなことで、承諾はいただいたのですけれども、正直なところを言うと、食品を扱っているのも、もしものことがあると、商売にも影響があるので心配であるのご意見を伺っています。

なかなか今、全国的に収束しない中で、管内視察や外への視察ということで、相手もあることなので、やる、やらないという判断は、どの時点でするのかを、事務局にお聞きしたいと思います。

議 長 　　ただいま塚田委員さんのほうから、コロナ禍における研修の在り方、特に視察ということで、ご意見をちょうだいしましたけれども、関連で、他の委員さん、何かありますか。いいですか。それでは事務局、コメントあるようならお願いします。

村松事務局長 　　お手元に、現段階での市の方針ということで、3月23日付けのメッセージが入ってございますけれども、特段、視察に関しては、裏のページの、市としての取り組み、市主催イベント等の対応になると思いますけれども、レベルが幾つになったから取りやめというような基準は設けてはないという状況の中です。4とか5というレベルだと少し考えなきゃいけないのかなと思います。まだ先が見えない状況でございますので、その辺、長野県が示しているレベルの状況に応じて、役員会等含めて、その時期が来たら判断をしていきたいと思っています。その程度のことしか、今の段階ではお答えできませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 　　相手もあることですし、それから、もし県外だと、管内もそうなのですが、公的な足の確保については、ある程度、余裕がなければ駄目だとか、いろんな条件ありますので、その都度こまめに、皆さん方にご相談申し上げながら、役員会等でも議論しつつ結論を出していきたいと思っています。弾力的に運用するという形でご理解いただければと思いますのでよろしくお願ひします。

村松事務局長 　　1カ月前ぐらいには、判断していきたいと思っています。

議 長 　　他にございますか。よろしいですか。それでは採決に入ります。年間事業計画案に対しまして、賛成の方につきまして、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成いただきました。よって、議案第 134 号を原案どおりということに、決定いたしました。

続きまして、議案第 135 号 農業委員会合同会議の開催についてを議題といたします。事務局から本案件の説明をお願いいたします。

竹内事務局長補佐 議案第 135 号 令和 3 年度農業委員及び農地利用最適化推進委員合同会議の実施について（案）ということで、資料をご覧くださいと思います。こちらにつきましても地区調査会でご説明させていただきましたが、合同会議を開催する時期ということで、2 番にございますが、4 月の総会の後、4 月 28 日、それから 2 月の総会の後ということで予定してございます。3 番に、合同会議の研修会スケジュールということで載せてありますが、午後 1 時半から 3 時 15 分まで総会を行いまして、その後、午後 3 時半から 5 時まで合同会議ということで予定しております。農業委員の皆さまにつきましては、総会必須ということをお願いしたいと思います。それから、推進委員につきましては総会のほうは任意で、また、合同会議につきましては農業委員と推進委員合同でということと予定しております。4 番に内容がございますが、4 月におきましては、農林部各課からの主要施策についての説明を予定してございます。2 月におきましては、委員会活動報告ということで予定しております。合同会議につきましては、コロナ禍の状況ではありますが、現段階では実施の予定でありますのでよろしくをお願いいたします。事務局からは以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明につきまして、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【質疑なし】

議 長 今年の 4 月の総会時、来年の 2 月の総会時にそれぞれ合同研修があるという内容です。特にご意見がないようでございますので、採決に入ります。原案のとおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認させていただきました。議案第 135 号を原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 136 号 管内視察研修の開催についてを議題といたします。事務局から本案件の説明をお願いいたします。

竹内事務局長補佐 議案第 136 号 管内視察研修の開催について（案）ということ

でございます。こちらにつきましては、2番に概要がございますが、先ほども説明しました、担当の西部地区調査会におきまして検討いただいた結果、7月9日の金曜日ということで現在、予定してございます。(4)番に視察候補地ということでございますが、先ほど、塚田委員さんからも説明ありましたが、いくつか候補地を挙げていただいておりますが、食品関係、コロナの影響で、あまりよろしくないところもあるということで、こちらにつきましては、3番に実施スケジュールにあります、4月の担当地区調査会におきまして、視察先等計画の検討をいただきたいと思っております。それで、時期的には、実施スケジュールの下でございますが、5月の役員会で詳細日程等をまた検討いたしまして、6月の地区調査会におきまして、参加者を選出いただきたいと考えております。事務局からは以上です。

議 長 管内視察研修の開催につきまして事務局から説明をいただきました。ご質問ございますか。先ほど塚田委員さんからご意見あったようなことも含めて、これから、担当地区の中で検討いただければというふうに思います。特に担当の西部地区調査会の皆さん方、ご苦勞をかけますけれども、よろしくお願いをしたいと思っております。この案件につきまして、原案どおりの内容でよろしければ、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。原案どおり確認させていただきます。よろしくお願いをいたします。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。報告第62号長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正等についてを議題といたします。事務局から本案件の説明をお願いいたします。

竹内事務局長補佐 報告第62号長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正等についてということで、資料をご覧いただきたいと思っております。こちらにつきましては、会長と局長の挨拶でもございましたが、改定の概要は1月、2月の総会で皆さまにもご承認いただいておりますが、3月25日付け市長名で交付されております。条文の内容はこちらに載せてあるとおり、条例と規則を併せて改定するものであり、3月議会において議決いただいたということでありますので、皆さまにご報告させていただきます。事務局から以上です。

議 長 資料をご一読いただければ、前回の反映の資料も含めてご理解いただけるのではないかと思います。何かご質問、ご意見ありますか。

【質疑なし】

議 長 私からのお願いとすれば、活動記録簿を必ず出していただきたいと思います。調査会等含めてお願いをしていきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告案件でございますので、皆さまがたにご了承いただいたということで、次の内容に入っていきます。

続きまして、報告第 63 号 長野市農業委員会事務局職員の補助執行に係る市長との協議についてを議題といたします。事務局から本案件の説明をお願いします。

竹下事務局長補佐 農政担当、竹下です。私のほうから本案件について説明をさせていただきます。資料 5 番をご覧くださいと思います。報告第 63 号ということで、長野市農業委員会事務局職員の補助執行に係る市長との協議についてということで、まず、1 番、協議内容でございますが、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規定というものがございまして、農業委員会事務局職員に補助執行させる事務というのが決められております。今回、そこに記載してあります、職員手当等及び共済費の支出負担行為及び支出命令に関する事務を追加し、併せて、事務局長の専決規定にも追加するものでございます。2 番として、規定の改正箇所についてはそこに記載してございます。第 7 条の第 1 項、第 2 項に太字で下線付きで記載してございます、職員手当等、共済費というものを追加するものでございます。それで、2 枚目をご覧くださいと思いますが、2 枚目の用紙が長野市長からの協議文です。こういった形で協議しますという形で、文章がまいました。それで、3 枚目が回答をしたものでございます。3 月 25 日付けで、青木会長名で、異議ありませんということで回答してございます。これは、至急の回答を求められたもので、専決いただいて回答をしたものでございます。1 ページ戻っていただきまして、4 番の実施予定日については、令和 3 年 4 月 1 日からということでございます。事務局からは以上です。

議 長 ありがとうございます。この内容について、皆さまのほうから、ご質問、ご意見ございますか。特によろしいですか。報告事項でございますので、皆さまがたのご理解をよろしくお願いいたします。

予定した議事については以上でございます。特にありませんので、私の任務は、これで終了させていただきます。曾根代理のほうに進行を委任したいと思います。

曾根会長代理 青木会長、議長の役お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。

次に、8のその他に移ります。(1)の長野市、人・農地プランの実質化に関する取り組みについて、青木会長のほうから説明をお願いいたします。

青 木 会 長

それでは、私のほうから、人・農地プランの実質化についての取り組みについて、簡単に報告をさせていただきます。総会資料、ナンバー6をご覧ください。この所管については、農林部の農政課が所管でございますけれども、私は、たまたま、人・農地プランの推進委員会のメンバーとして、農業委員会の代表で出ておりますので、その経過も踏まえて、できるだけ早い情報がいただろうということをお願いしました。

お配りしました資料が、過日の推進会議で出された資料でございます。それぞれの地区で、昨年から、人・農地プランの実質化のための地域での懇談会、いわゆる集まる場、意見を収集する場を開いていただきまして、ありがとうございます。当然、その前にもアンケート調査等ということで協力いただきましたけれども、話し合いの結果、一番上のページの、従前のプランを見直した地区というのが28地区、新しくプランを作った地区が2地区、統合して作成した地区が1地区というふうになっております。次のページから、各地区の要点だけまとめた一覧表を付けておきました。それぞれ、皆さまがた、自分の該当する地区がどういった形で話し合いが開催され、課題として何が出てきて、これからどういった形でその課題に取り組んでいかなければならないかということをごそれぞれまとめてあります。これについて、皆さま方、それぞれの立場で目を通していただければありがたいと思っております。

それで、最後のページに、私なりに感じたことをまとめてみましたけれども、一つは、令和元年の台風19号大水害の復旧の活動のさなかや、新型コロナ感染症の罹患まん延の環境下にもかかわらず、市全体が、人・農地プランの実質化推進に真摯に向き合って地域農業全体の課題の洗い出しを行い、今後の活動の方向付けを導き出せたことは、大いに評価できるということです。北信の会議だとか、県の会議で、これが非常に話題になっておりますけれども、おかげさまで、長野市が一番、真面目に、真摯にこういった取り組みをしているということは、私自身も体にひしひしと感じています。非常に、皆さまがたの努力がこういった形で現れていることに感謝を申し上げます。

二つ目は、私がとやかく言う内容ではないと思っておりますけれども、いずれにしても、どこの地区も本当に切羽詰まった状況になっております。後継者がなかなか出てこない。3年後、5年後のプランさえできるような状況じゃないところも、いっぱいあ

ります。そんな状況を、もう一度、各地区のそれぞれ中心経営体になるかたがたを含めてスクラムを組んでいただいて、せっかく、今回これだけの討議をしていただいたので、これをどういった形で前進させるかということと一緒に考え、なおかつ、行動に移していただけたらありがたいと思っております。特に、4番、今後の地域での取り組み方針として、15項目で約100個の方針があります。その上位の項目を見ると、1番が、農地の基盤整備。2番目が、農業の担い手の組織づくりの設立。特に集落営農ということも真剣に考える必要があること。三つ目は、新規就農者の確保と後継者の育成。この三つで全体の50パーセント以上を占めているということでございます。

それから、さらには、有害鳥獣対策も当然挙がっています。いずれにしても、人、それから、お金、財源に関わる問題であり、一長一短にはいかないかもしれませんが、私どもの立場としては、関係部門への要請や、機会があるごとに改善のお願いをしていくということが必要であると思います。特に、農業振興のアクションプラン等々にも織り込んでいかなければいけないと思っております。そういったことから、今回の課題の洗い直しというのは、非常に意味があったのではないかと考えております。

それと、もう一つ肝心なことは、自分の地域の中心経営体のメンバーがはっきり分かったこと。また、そうしたメンバーの横の連絡組織ができたことが良かったと皆様からご意見をいただいております。これを契機に、地区の中で、JAの営農に任せるだけでなく、農業委員会、最適化推進委員のメンバーが中心になって、ぜひ組織づくりについても考えていただければありがたいと思っております。コロナ禍で、人を集めるっていうのは非常に大変ご苦労かと思っておりますけれども、これをしなければ次の一歩はないだろうというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。詳細については、それぞれ資料をご覧くださいながらご検討いただければありがたいと思います。私のほうからは以上でございます。

曾根会長代理 委員の皆さんから質問等ありましたらお願いしたいと思っております。

曾根会長代理 全体を通して、何か質問事項ありましたらお願いしたいと思いますが、よろしいですか。では、事務局から、今後の日程の説明、お願いします。

竹下事務局長補佐 それでは、私のほうからお願いいたします。次第の一番下の欄に記載がございます。次回、第15回総会、それから合同会議になりますが、日時が令和3年4月28日水曜日です。午後1時

半からということで、一応、午後5時ぐらいまでを予定しております。場所は、第2庁舎10階の講堂になりますので、よろしく願いいたします。あと、裏面に4月に地区調査会、今後の会議等の日程が載せてございます。参考にご覧いただきたいと思ひます。

それから、お手元にお配りさせていただきました資料でございますが、県の農業農村支援センターからの通知で、技術取得セミナーの開催についてということで、これは農業へ新規参入された方がいらっしゃいましたら、ご案内をいただければと思ひますのでよろしく願いいたします。それから、もう一点、農業者年金の関係の、のうねんの冊子をお配りしてございますので、参考にご覧いただきたいと思ひます。事務局からは以上です。

曾根会長代理 ありがとうございます。では、以上で、第14回の総会を終了いたします。皆さまお疲れさまでした。